

第 5 部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総 則

- 第1節 推進計画の目的
- 第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域
- 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

- 第1節 活動体制の確立
- 第2節 情報伝達体制の確立

第3章 関係者との連携協力の確保

- 第1節 資機材、人員等の配備手配
- 第2節 他機関に対する応援要請
- 第3節 帰宅困難者への対応

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

- 第1節 津波からの防護
- 第2節 津波に関する情報の伝達等
- 第3節 避難対策等
- 第4節 消防機関等の活動
- 第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係
- 第6節 交通対策
- 第7節 県自らが管理等を行う施設等に関する対策
- 第8節 迅速な救助

第5章 時間差発生等に備えた対応

- 第1節 基本的方針
- 第2節 平時における対策
- 第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応
- 第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）
- 第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第7章 防 災 訓 練 計 画

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

第1 南海トラフ地震防災対策推進地域

法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定された区域は次のとおり。【平成26年3月31日 内閣府告示第21号】

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

第2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

法第10条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定された区域は次のとおり。【平成26年3月31日 内閣府告示第22号】

西之表市、志布志市、大崎町、東串良町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本県の地域に係る南海トラフ地震防災に関し、県、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1部第2章の「防災機関の業務の大綱」に定めるところによる。

第4節 南海トラフ地震の想定

第1 想定地震及び津波の概要

県が平成24年度から25年度にかけて実施した地震等災害被害予測調査において、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、本県に最も影響を与えるケースでは、県内で、最大震度6強の揺れと最大津波高12.01メートルの津波の発生を想定している。

本県に最も影響を与える最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合における震度分布図は図5. 1. 1，津波高分布図は図5. 1. 2のとおりである。

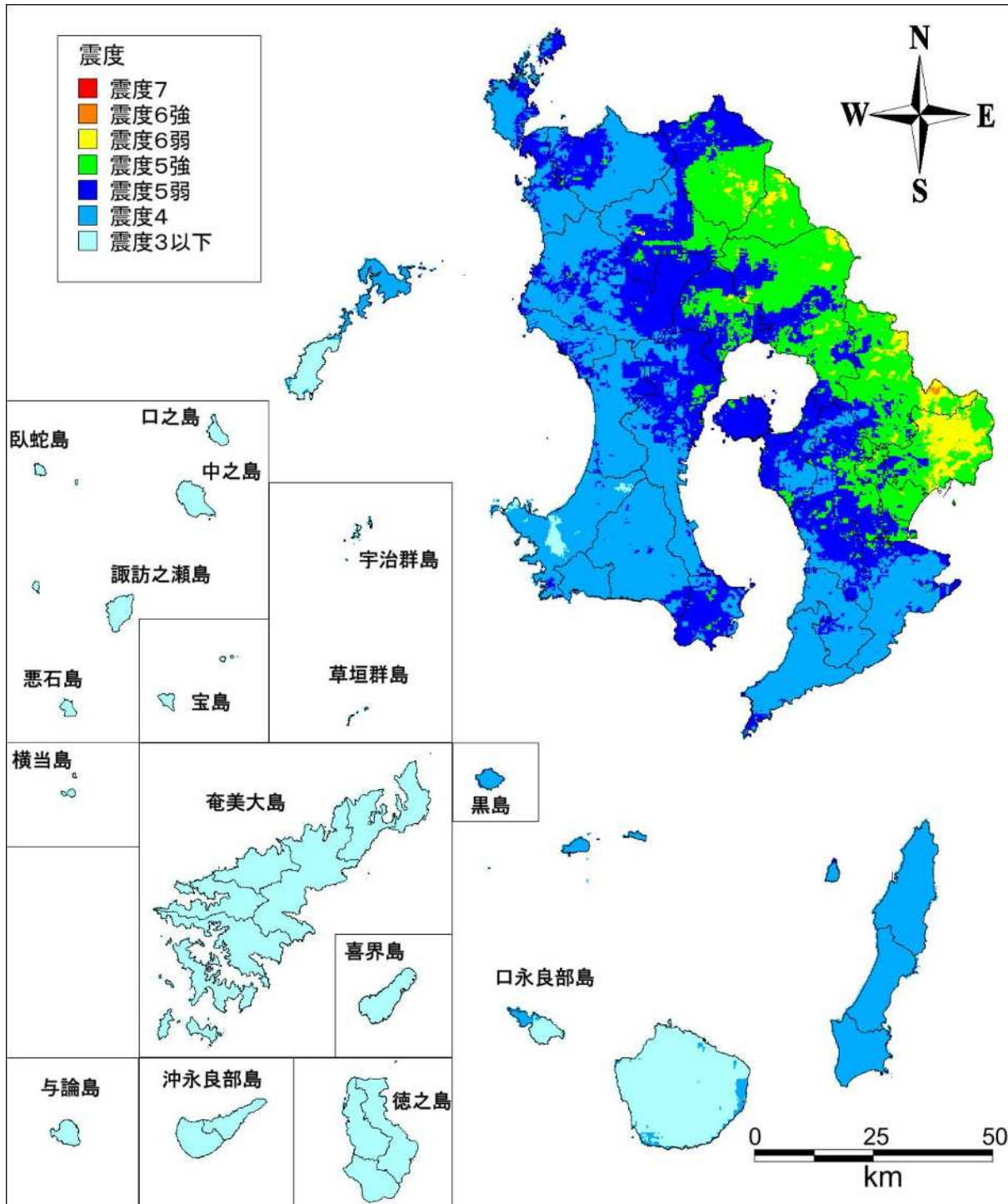


図5. 1. 1 南海トラフ【陸側ケース】の巨大地震の震度分布図

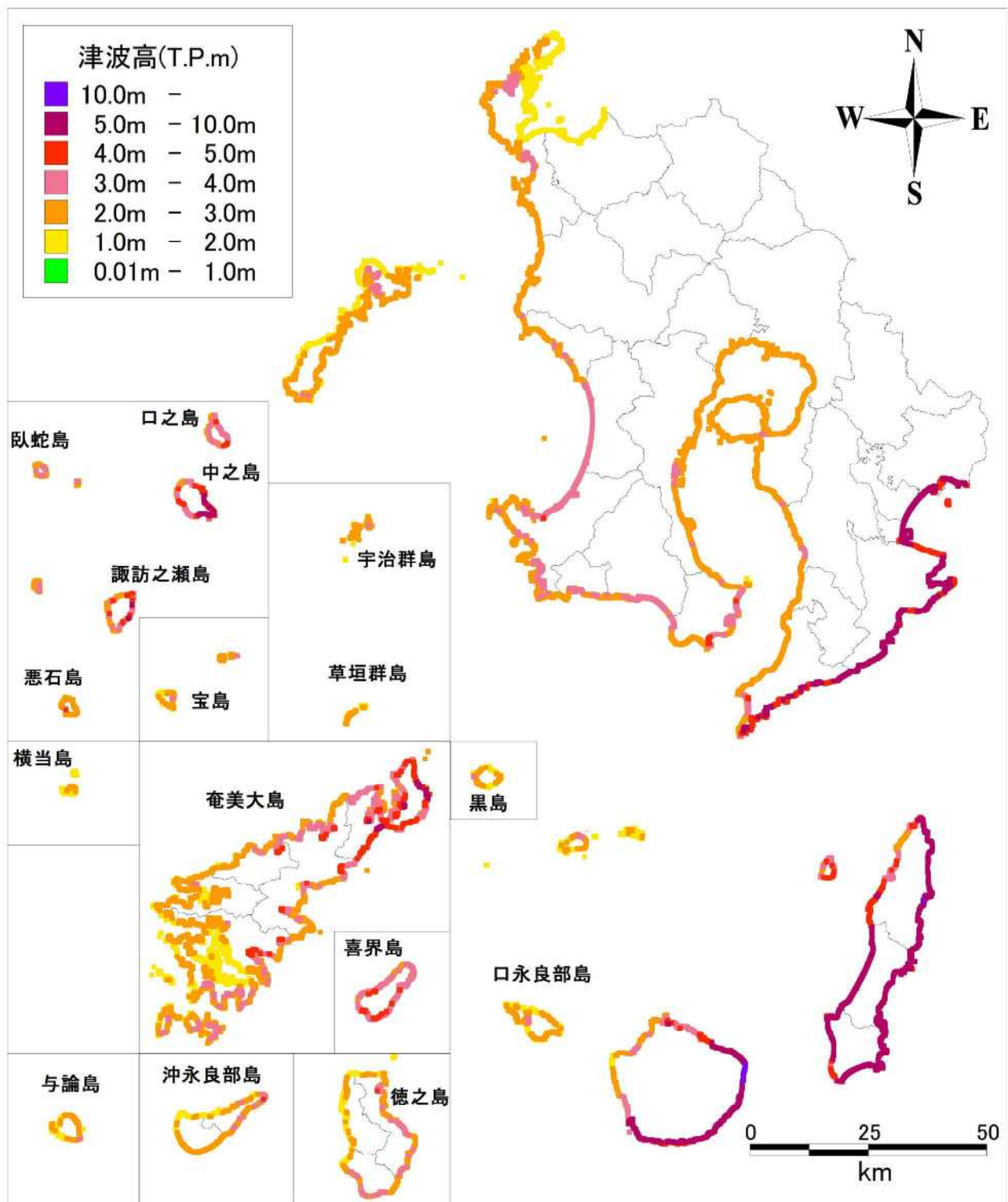


図5. 1. 2 南海トラフ（CASE11）の巨大地震に伴う津波の津波高分布図

第2 被害の想定

県が実施した地震等災害被害予測調査では、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合において、本県で被害が最大となるケースとして、次のとおりの被害が想定されている。

建物被害：全壊・焼失棟数（棟）	14,900
うち火災	70
人的被害：死者数（人）	2,000
うち建物倒壊・火災	10
うち津波	2,000
上水道被害：断水人口（人） 被災直後	118,300
下水道被害：支障人口（人） 被災直後	10,300
電力被害：停電軒数（軒） 被災直後	2,600
通信被害：固定電話不通回線数（回線） 被災直後	2,900
ガス（プロパン除く）被害：供給停止戸数（戸） 被災直後	2,300
道路施設被害（箇所）	450
鉄道（新幹線含む）施設被害（箇所）	120
避難者数〔うち避難所〕（人）	
被災1日後	48,900[30,800]
被災1週間後	47,200[28,200]
被災1か月後	47,800[14,300]
物資（食料）需要量（食）	
被災1日後	110,800
被災1週間後	101,700
被災1か月後	51,700
災害廃棄物発生量（万トン）	130
孤立する可能性のある集落数（集落）	38
被害額（億円）	14,600

（注）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第3 時間差発生の想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の東南海地震、1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて地震が発生している。

このため、県及び市町村は、南海トラフ沿いにおいて、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

第1節 活動体制の確立

[実施責任：関係課]

県は、南海トラフ地震が発生した場合、第3部第1章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより、直ちに体制を確立し、災害応急対策を実施する。

特に、南海トラフ地震が発生した場合、広域で甚大な被害が発生することが想定されることから、速やかに市町村への支援体制を確立し、支援活動を実施する。

第2節 情報伝達体制の確立

[実施責任：危機管理防災局災害対策課，関係課]

南海トラフ地震発生時は、第3部第1章第2節「情報伝達体制の確立」の定めるところにより、直ちに情報伝達体制を確立し、被災状況等の収集に着手するとともに、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する。

第3章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，保健福祉部社会福祉課，
総務部人事課，市町村，防災関係機関]

第1 物資等の調達手配

県は，管内の市町村等における必要な物資，資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し，市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合には，被害の状況を勘案し，必要に応じ，当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出等の措置及び市町村間のあっせん等の措置をとるとともに，県内で物資等が不足する場合には，必要に応じ，国等に対して調達・供給の要請を行うものとする。

第2 人員の配備

県は，管内の市町村等における人員の配備状況を把握し，必要に応じて，市町村等への人員派遣等，広域的な措置をとるものとする。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 1 防災関係機関は，地震が発生した場合において，県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため，あらかじめ必要な資機材の点検，整備，配備等の準備を行うものとする。
- 2 機関ごとの具体的な措置内容は，機関ごとに別に定めるものとする。

第2節 他機関に対する応援要請

[実施責任：自衛隊，危機管理防災局危機管理課・災害対策課・消防保安課，消防本部，市町村]

第1 県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し，締結している応援協定は，第3部第1章第4節の「広域応援体制」に定めるところによる。

第2 県は必要があるときは，第1に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画
第3章 関係者との連携協力の確保

第3 自衛隊への災害派遣の要請については、第3部第1章第5節の「自衛隊の災害派遣」に定めるところによる。

第4 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を整備するように努めるものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，関係機関等]

帰宅困難者への対応については、地震災害対策編第3部第2章第12節第7「帰宅困難に係る対策」に定めるところによる。

第4章 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

[実施責任：土木部河川課・港湾空港課，商工労働水産部漁港漁場課，農政部農地整備課，危機管理防災局消防保安課・危機管理課，市町村]

第1 河川，海岸，港湾及び漁港等の施設管理者は，地震が発生し津波のおそれがある場合は直ちに，水門及び陸閘の閉鎖，工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

第2 河川，海岸，港湾及び漁港等の施設管理者は，次のとおり各種整備等を行うものとする。

1 堤防，水門等の点検・計画的な整備

河川，海岸，港湾及び漁港等の施設管理者は，津波による被害を防止・軽減するため，大きな津波が来襲するおそれのある地域において，住民等の生命を守ることを最優先として，住民等の避難を軸とした，堤防，防潮堤，水門等の施設の計画的な整備を推進するものとする。また，既存の施設については耐震点検を実施し，計画的な補強・整備に努めるものとする。

2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

河川，海岸，港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は，地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため，水門等の自動化・遠隔操作化に努めるものとする。

3 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制

河川，海岸，港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は，水門等の開閉体制，開閉手順，平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検，開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において，水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

また，内水排除施設等は，施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備，点検等の措置を講じておくものとする。

4 津波により孤立が懸念される地域へのヘリポート，ヘリポート臨時発着場の整備方針
市町村は，津波等により孤立が懸念される地域について，ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。

県は，必要に応じ，その設置基準等について助言を行うものとする。

5 防災行政無線等の整備等の方針

県は，津波警報等の災害情報を伝達している防災行政無線や防災情報ネットワーク等の維持・更新を行うものとする。

第2節 津波に関する情報の伝達等

[実施責任：気象庁，福岡管区気象台，鹿児島地方気象台，危機管理防災局災害対策課，市町村，関係機関等]

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は，津波災害対策編第3部第2章「初動期の応急対策」に定めるところによる。

第3節 避難対策等

[実施責任：危機管理防災局災害対策課，保健福祉部社会福祉課・障害福祉課・健康増進課・子ども福祉課・子育て支援課・高齢者生き生き推進課，PR・観光戦略部国際交流課・観光課，男女共同参画局くらし共生協働課，市町村]

第1 県は，市町村が行う避難対策について，全体の状況把握に努め，必要な連絡調整及び指導を行うとともに，次の点について市町村に協力するものとする。

なお，この場合，避難行動要支援者の避難支援や外国人，出張者及び旅行者等に対する誘導などについて，支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮しつつ，適切に対応するものとする。

また，県は災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行うものとする。

- 1 第7節の第2の2に定めるところにより，県の管理する施設を避難所として開設する際の協力
- 2 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて，収容者の救護のため必要な措置

第2 県は，地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう，津波避難に関する意識啓発を市町村と連携しながら取り組むものとする。

第4節 消防機関等の活動

[実施責任：危機管理防災局消防保安課・災害対策課，市町村，水防管理団体]

第1 市町村は，消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について，次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 4 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第2 県は，市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう，次のような措置をとるものとする。

- 1 地震が発生した場合，津波からの迅速かつ円滑な避難等について，報道機関の協力を得て地域住民等に対する広報
- 2 地震が発生した場合，緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整，消火薬剤，水防資機材等，県が保有する物資，資機材の点検，配備及び流通在庫の把握

第3 水防管理団体等は，水防資機材の点検，整備，配備を行うとともに，地震が発生した場合は，次のような措置を講じるものとする。

- 1 所管区域内の監視，警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- 2 水門，陸閘及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

第5節 水道，電気，ガス，通信，放送関係

[実施責任：水道事業者，九州電力株式会社，各都市ガス事業者，一般社団法人鹿児島県LPガス協会，西日本電信電話株式会社，日本放送協会鹿児島放送局，指定地方公共機関（放送事業者），市町村]

第1 水道

水道事業者は，地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため，水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

第2 電気

- 1 電力事業者は，津波からの円滑な避難を確保するため，津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから，電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに，火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また，災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定公共機関九州電力株式会社鹿児島支社が行う措置は，第3部第4章第1節の「電力施設の応急対策」に定めるところによる。

第3 ガス

- 1 ガス事業者は，津波からの円滑な避難を確保するため，火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- 2 ガス事業者が行う措置は，第3部第4章第2節の「ガス施設の応急対策」に定めるところによる。

第4 通信

- 1 電気通信事業者は，津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するために，電源の確保，地震発生後の輻輳時の措置を講じるものとする。
- 2 指定公共機関西日本電信電話株式会社鹿児島支店が行う措置は，第3部第4章第5節の「電気通信施設の応急対策」に定めるところによる。

第5 放送

- 1 放送事業者は，報道が居住者，観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達に不可欠であることから，地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに，津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- 2 放送事業者は，県，市町村，防災関係機関と協力して被害に対する情報，交通に対する情報，ライフラインに関する情報，津波情報等，防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- 3 指定公共機関日本放送協会鹿児島放送局が行う措置は，日本放送協会鹿児島放送局が定める防災業務計画による。
- 4 指定地方公共機関株式会社南日本放送，鹿児島テレビ株式会社，株式会社鹿児島放送，株式会社鹿児島讀賣テレビ，株式会社エフエム鹿児島が行う措置は，各放送局が定める防災に関する計画による。

第6節 交通対策

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，県警察，土木部道路維持課
・港湾空港課，第十管区海上保安本部，九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，市町村]

第1 道路

県警察及び道路管理者は，津波襲来のおそれがあるところでの交通規制，避難路についての交通規制の内容を，広域的な整合性に配慮しつつ，あらかじめ計画し周知するものとする。

第2 海上及び航空

- 1 第十管区海上保安本部は，海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限等の措置を講じるものとする。
- 2 港湾管理者は，船舶の交通に支障を及ぼすおそれのある施設を管理する民間事業者に対し，維持管理の状況について報告を求め，必要に応じて立入検査等を行う。
- 3 港湾管理者は，津波襲来のおそれがある場合，港湾利用者を避難させるなど，必要な安全確保対策を講じるものとする。
- 4 空港管理者は，津波襲来のおそれがある場合，速やかに飛行場の閉鎖を行うなど，必要な安全確保対策を講じるものとする。

第3 鉄道

鉄道事業者は，津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行停止その他運行上の措置を講じるものとする。

第4 乗客等の避難誘導

列車，船舶等の旅客運送事業者や，駅，空港等のターミナルの施設管理者は，乗客やターミナルに滞在する者等の避難に必要な緊急連絡体制の整備等の努めるものとする。

第7節 県自らが管理等を行う施設等に関する対策

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，各施設管理者]

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎，会館，社会教育施設，社会体育施設，社会福祉施設，博物館，図書館，病院，学校等の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

1 各施設に共通する事項

- (1) 津波警報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備，備品等の転倒，落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水，食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検，整備
- (7) 非常用発電装置の整備，防災行政無線，テレビ，ラジオ，コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

- (1) 病院等にあつては，重症患者，新生児等，移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - (2) 学校，職業訓練校，研修所等にあつては，
 - ア 当該学校等が，所在市町村の定める津波避難対象地域にあるときは，避難の安全に関する措置
 - イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等），これらの者に対する保護の措置
 - (3) 社会福祉施設にあつては重度障害者，高齢者等，移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお，具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は，第1の1に掲げる措置をとるほか，次に掲げる措置をとるものとする。

また，災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は，その施設の管理者に対し，同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置，可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - (2) 無線通信機等通信手段の確保
 - (3) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- 2 県は，市町村の避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入，配備に協力するものとする。
 - 3 県は，市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について，県有施設の活用等協力

するものとする。

第3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

第8節 迅速な救助

[実施責任：危機管理防災局消防保安課・危機管理課，自衛隊，県警察，市町村]

第1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

県は，市町村の消防庁舎等の耐震化等，救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める取組みについて，必要に応じて，適切な助言等を行うものとする。

第2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

県は，緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

第3 実働部隊の救助活動における連携の推進

県は，自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため，被災地への経路及び港湾・空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

第4 消防団の充実

県は，市町村の消防団に関する加入促進による人員確保，車両・資機材の充実，教育・訓練の充実を図る取組みについて，必要に応じて，適切な助言等を行うものとする。

第5章 時間差発生等に備えた対応

第1節 基本的方針

第1 防災対応の基本的な考え方

平成31年3月に内閣府が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」（令和元年5月一部改訂）において、南海トラフ地震の時間差発生等に備えた防災対応の基本的な考え方が示されており、その考え方は、

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要
 - 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要
- ということである。

そのため、本章に定める防災対応の実行にあたっては、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震（異常な現象が発生した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。）に備えつつ通常为社会活動をできるだけ維持することを基本とする。

なお、県及び市町村は、被災するリスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設整備や地域づくり、施設の耐震化などの事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが、後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がるということに留意し、本計画に基づき、引き続き平時から防災対策の推進に努めるものとする。

第2 異常現象の発生に応じた情報の発表と対応

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から表5.4.1のとおり南海トラフ地震臨時情報が発表される。

県及び推進地域に指定されている市町村は、これらの気象庁が発表する情報の内容に応じて、後発地震の発生等に備え、あらかじめ定めた対応を実施するものとする。

表5. 4. 1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

情 報 名	情 報 発 表 条 件
南海トラフ地震臨時情報 (調 査 中)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨 大 地 震 警 戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨 大 地 震 注 意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
南海トラフ地震臨時情報 (調 査 終 了)	(巨大地震警戒), (巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※ 気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解析されたマグニチュード6.8以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報(調査中)を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

第3 時間差発生等に備えた防災対応の基本的方針

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が対象とする後発地震への対応

(1) 国の後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、国(緊急災害対策本部長)から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされる。

県及び推進地域に指定されている市町村は、当該国からの指示が発せられた場合、あらかじめ定めた対応を適切に実施するものとする。

(2) 後発地震に対して警戒する措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、県及び推進地域に指定されている市町村は、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して警戒する措置(以下「巨大地震警戒対応」という。)をとるものとする。

(3) 巨大地震警戒対応の内容

巨大地震警戒対応の内容は、概ね次のとおりとする。

ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における住民等の避難

イ 住民等への日頃からの地震の備え(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等)の再確認の呼び

かけ

ウ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

エ その他必要な措置

(4) 避難の対象地域の検討

特別強化地域に指定されている市町村は、(3)のアに定める住民等の避難について検討し、その対象地域を次のとおり設定するものとする。

また、特別強化地域を除く推進地域に指定されている市町村においても、地域の状況等必要に応じ、住民等の避難について検討し、対象地域を設定するものとする。

なお、検討の結果、市町村の区域内に対象地域がない場合には、市町村推進計画にその旨明示するものとする。

ア 事前避難対象地域

国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域

イ 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、すべての住民等が後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

ウ 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

(5) 避難指示等の発令

事前避難対象地域を設定した市町村は、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、大津波警報又は津波警報が発表されている場合は当該警報等が津波波注意報に切り替わった後、発表されていない場合は直ちに、概ね次のとおり避難指示等を発令し、住民等に対し避難の誘導を行うものとする。

なお、その場合、住民等に対しては知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民等に対しては、市町村が避難所の確保を行うものとする。

ア 住民事前避難対象地域については避難指示

イ 高齢者等事前避難対象地域については高齢者等避難

(6) 期間経過後の措置

巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震警戒対応は原則解除するものとし、県及び推進地域に指定されている市町村は、その後さらに、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して注意する措置（以下「巨大地震注意対応」という。）をとるものとする。巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震への対応

(1) 後発地震に対して注意する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、県及び市町村は、あらかじめ定めた期間、巨大地震注意対応をとるものとする。

(2) 巨大地震注意対応の内容

巨大地震注意対応の内容は、概ね次のとおりとする。

ア 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ

イ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

ウ その他必要な措置

(3) 期間経過後の措置

巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

3 住民等への周知等

県及び推進地域に指定されている市町村は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、次の内容を正確かつ迅速に、関係機関及び住民等に伝達する。

- ・ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
- ・ 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示、住民等に対する周知及び呼びかけの内容

第2節 平時における対策

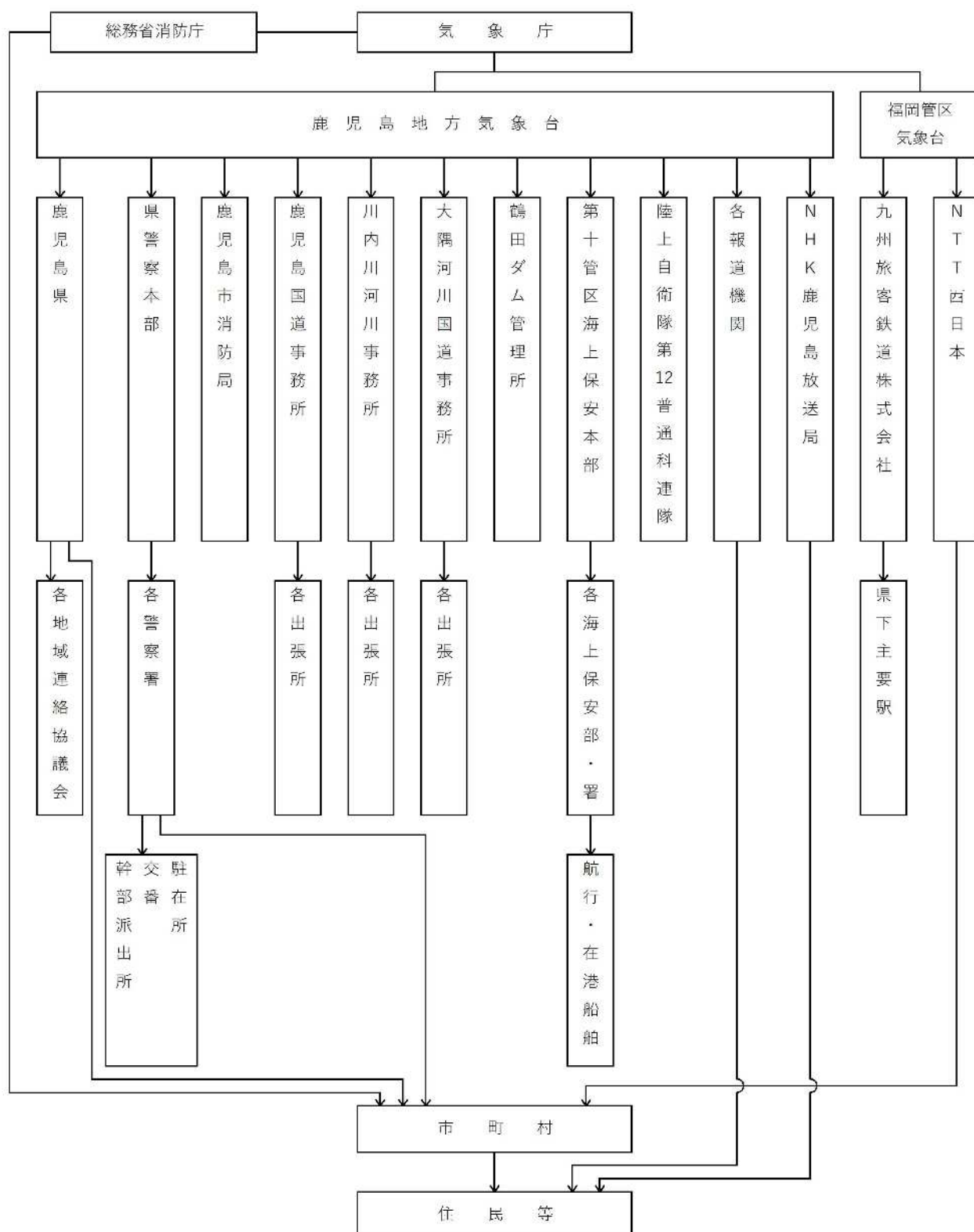
[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，市町村]

第1 南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達系統

県及び推進地域に指定されている市町村は、図5.4.1の伝達系統のとおり、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する体制を整備する。

なお、県は、南海トラフ地震臨時情報が推進地域外の住民等にとっても重要な情報であることから、推進地域に指定されていない出水市に対しても、同情報の内容等を伝達する。

図5.4.1 南海トラフ地震臨時情報伝達系統



第2 南海トラフ地震臨時情報等の周知

県及び推進地域に指定されている市町村は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、住民等が同情報の内容に併せ、適切かつ冷静な対応をとることができるよ

う、平時から住民等に対し、同情報の内容や同情報が発表された場合にとるべき防災対応等を周知する。

第3 事前避難対象地域等の周知

県及び事前避難対象地域を設定した市町村は、平時から、地域内の事前避難対象地域をホームページ、広報誌等により周知する。

また、当該地域内の住民等に対し、平時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を確認しておき、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，関係課，関係機関等，市町村]

第1 情報連絡体制の設置

1 本庁

気象庁から発表される情報の収集や各地域連絡協議会及び市町村への情報の伝達，連絡調整のため，危機管理防災局職員による情報連絡体制を設置する。

なお，南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時に，当該情報を発表することとなった地震等により，すでに災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は当該体制による。

2 出先機関（支部）

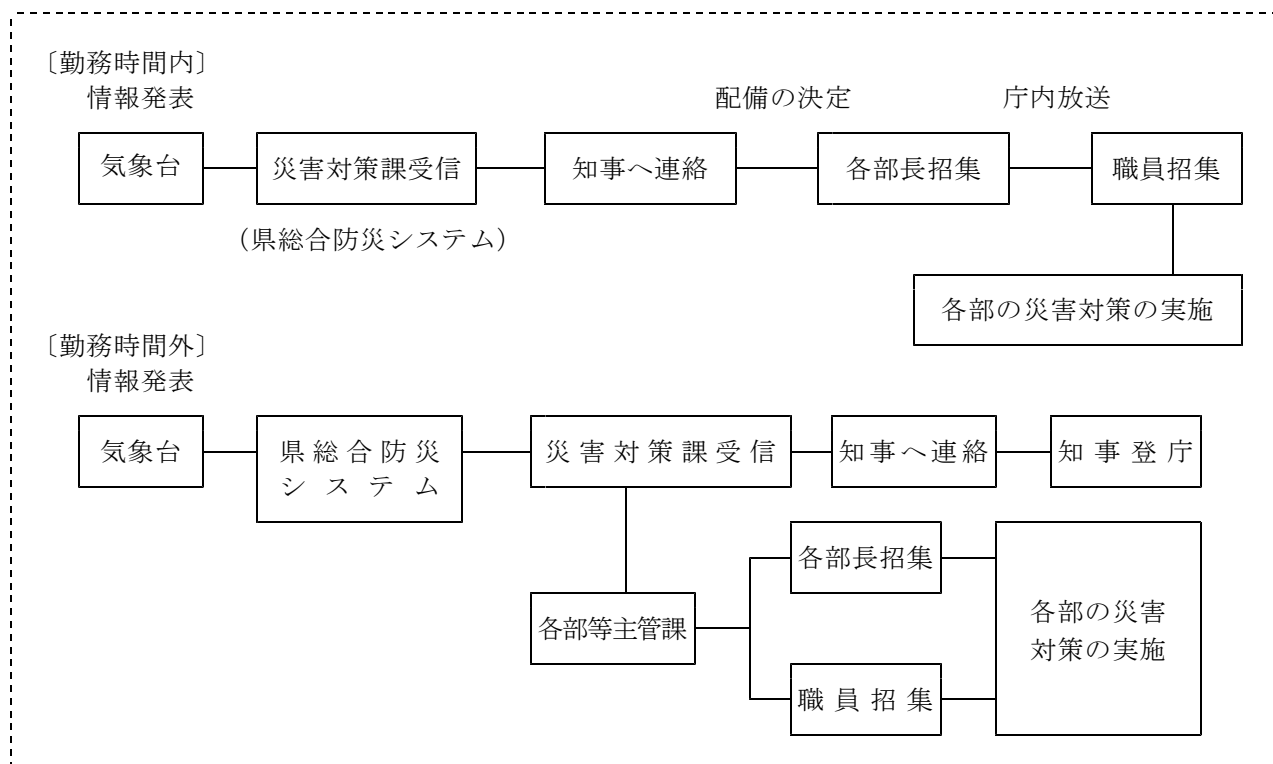
危機管理防災局及び管内市町村との連絡調整のため，連協長があらかじめ定めた職員による情報連絡体制を設置する。

なお，南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時に，当該情報を発表することとなった地震等により，すでに災害警戒地方本部又は災害対策支部が設置されている場合は当該体制による。

3 動員の方法

職員の動員は，図5.4.2のとおり実施する。

図5.4.2 職員動員の伝達系統



第2 広報

1 内容及び手段

県は、県ホームページ、ソーシャルメディア、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容を周知する。

2 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸市町村に津波警報等が発表され、住民等の避難等が実施されている場合があることに留意する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，関係課，関係機関等，市町村]

第1 災害対策本部等の設置

1 本庁

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。

2 出先機関（支部）

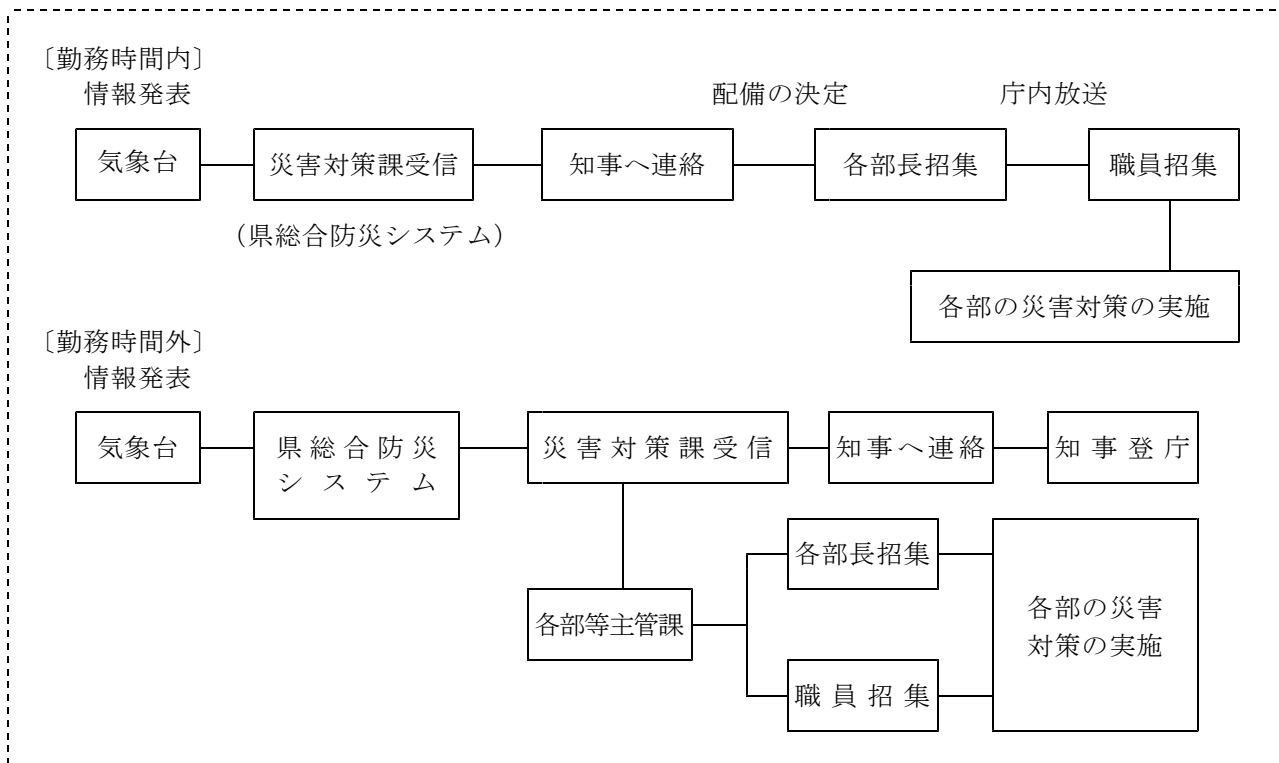
後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、管内市町村の体制等を考慮し、連協

長があらかじめ定めた体制を設置する。

3 動員の方法

職員の動員は、図5.4.3のとおり実施するほか、すでに南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表により参集している職員による動員を行う。

図5.4.3 職員動員の伝達系統



第2 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

1 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示の伝達

県は、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、防災情報ネットワーク、電子メール等の手段により、速やかに推進地域に指定されている市町村及び関係機関等に対し、当該国からの指示を伝達する。

2 災害応急対策の実施状況等の情報収集

県は、図5.4.4に定める体制により、次のとおり災害応急対策の実施状況等の情報収集を行う。

(1) 各対策部の災害応急対策の実施状況等の報告

各対策部は、自らが実施した災害応急対策の実施状況等について、本部長に報告するとともに、その情報を危機管理防災対策部に共有する。

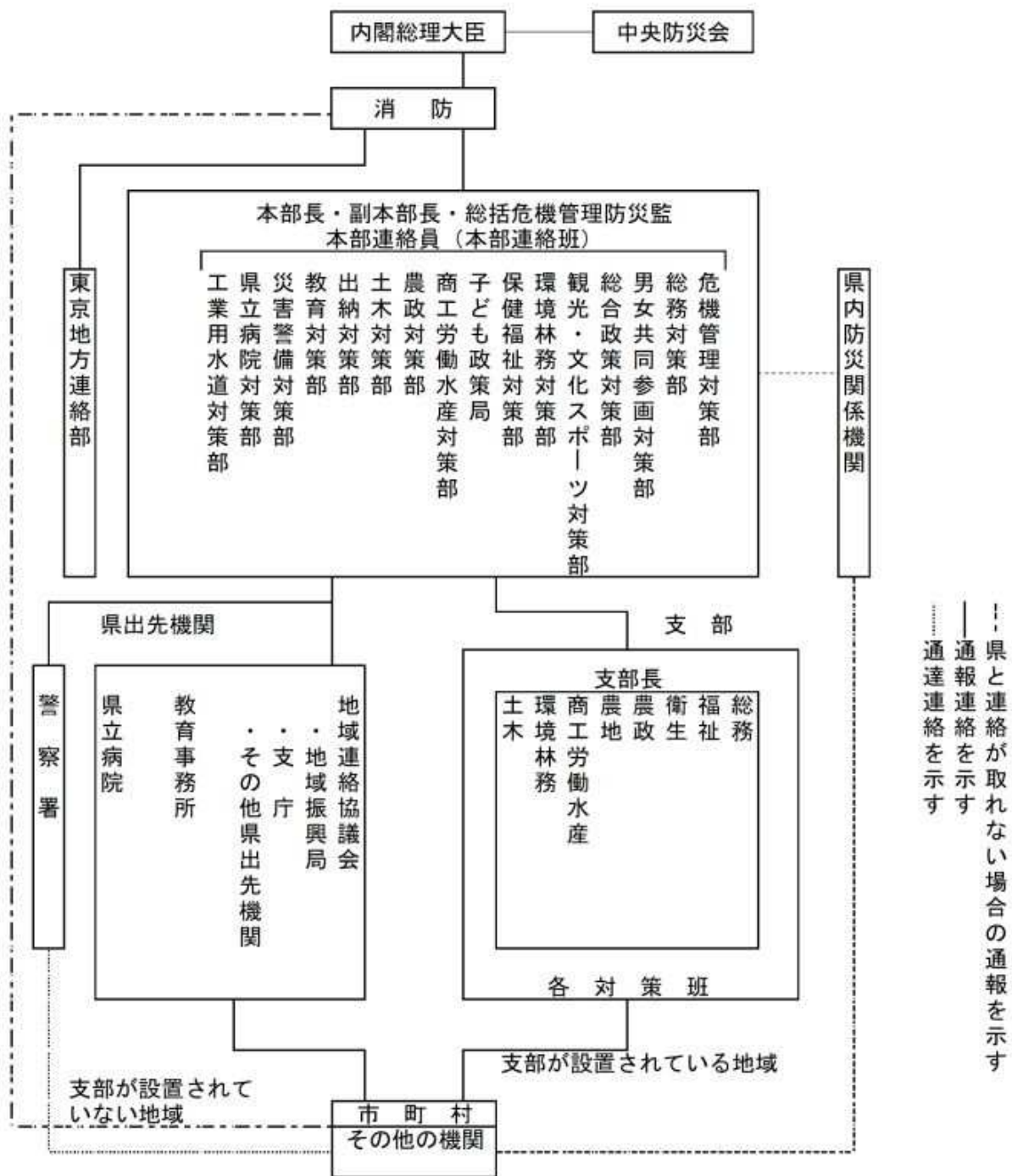
(2) 市町村及び関係機関等の災害応急対策の実施状況等の情報収集

各対策部は、自らの所管事項に係る市町村及びその他の機関が実施した災害応急対

策の実施状況等について、各災害対策支部等を通じ、又は、自ら情報収集し、本部長に報告するとともに、その情報を危機管理防災対策部に共有する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時における住民等の避難については、災害救助法の適用判断に必要となることから、各対策部は、住民等の避難に関する情報を覚知した場合、当該情報について、危機管理防災対策部への報告と併せて確実に保健福祉対策部社会福祉課に共有する。

図 5. 4. 4 情報等収集報告系統



3 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、第3部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

第3 広報等

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

県は、県ホームページ、ソーシャルメディア、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

周知にあたっては、臨時情報発表時にとるべき防災対応について、臨時情報が発表されていない平時との違いを認識した図等を用いるなど、直感的で分かりやすい説明となるよう努めるとともに、臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施するよう努めるものとする。

併せて、推進地域内に居住又は滞在する住民等に対して、今後の当該地の市町村が発表する情報に注意するよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

2 災害応急対策の実施状況等に係る広報

県は、県ホームページ、ソーシャルメディア、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、県や関係機関等が実施した災害応急対策で住民等に密接に関係のある事項について周知する。

3 県が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震警戒対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

4 留意事項

(1) 先に発生した南海トラフ地震による被害発生等への留意

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸市町村に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

(2) 推進地域外の住民等への周知

県は、推進地域外の住民等が、県内の交通対策の実施状況等による影響を受ける場合があることに留意し、推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等について周知を行い、冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

第4 巨大地震警戒対応の期間等

1 巨大地震警戒対応の期間

県及び市町村の実施する巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表対象となる地震）の発生から1週間とする。

2 巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

1の巨大地震警戒対応の期間経過後、県及び市町村は、さらに1週間、巨大地震注意対応をとるものとし、その内容は、第5節に定めるものと同様とする。

第5 避難対策等

1 避難の実施における市町村の措置

市町村は、事前避難対象地域を設定している場合は、当該地域に対する避難等に係る措置を適切に実施する。

2 避難の実施における県の措置

県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次のとおり避難の実施における措置をとる。

なお、この場合、避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて適切に対応する。

また、県は災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行う。

(1) 県の管理する施設を避難所として開設する際の協力

(2) 避難にあたり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置

3 避難所の運営等

県は、避難所の運営等について、市町村からの応援要請に応じ、次のとおり支援等を行う。

(1) 避難所の運営に係る支援・協力等

避難所の管理運営状況について把握し、応援要請を受けた場合は、開設者と連携をとり支援する。

(2) 避難後の救護

避難者に対する食料，飲料水，生活必需品の供給，避難者の健康状態の把握やメンタルケア，感染症予防対策，食品衛生，生活衛生対策，動物保護対策等の必要な措置をとる。

第6 関係機関等のとるべき措置

1 消防機関等

- (1) 市町村は，消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止，津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について，次の事項を重点として，その対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における住民等の避難誘導，避難路の確保

- (2) 県は，市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう，必要な支援を実施する。

2 警備対策

県警察は，犯罪及び混乱の防止等に関して，次の事項を重点として，必要な措置をとる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体，警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道，電気，ガス，通信，放送関係

(1) 水道

水道事業者は，飲料水の供給が，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから，飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。

このため，水道事業者は，同情報を把握し，状況の把握に努めた上で，飲料水の供給を継続するものとし，飲料水を供給するために必要な体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は，電気の供給が，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから，電気の供給の継続を確保することが不可欠である。

このため，電力事業者は，同情報を把握し，状況の把握に努めた上で，電気の供給を継続するものとし，電力を供給するために必要な体制を確保するものとする。

(3) ガス

ア ガス事業者は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を把握し，状況の把握に

努めた上で、ガスの供給を継続するものとし、ガスを供給するために必要な体制を確保するものとする。

イ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置をとるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

ア 電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠である。

このため、電気通信事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、通信を確保するものとし、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

イ 電気通信事業者は、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等に努める。

(5) 放送

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は、同情報等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

4 金融

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備えた金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

5 交通対策

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者

のとるべき行動の要領について、住民等に周知する。

なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛について、平時から住民等に対する広報等に努めるものとする。

イ 県及び市町村は、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、平時からホームページ、広報誌等により情報提供する。

ウ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は極力抑制するよう、ホームページ等により周知する。

(2) 海上

ア 第十管区海上保安本部及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意するとともに、海上輸送路の確保についても考慮し、在港船舶の避難対策等を実施する。

イ 港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾対策を実施する。

(3) 航空

ア 空港管理者は、津波に対する安全性に留意し、推進地域内の飛行場における対策を実施する。

また、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行う。

イ 鹿児島空港は、国の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、航空搬送拠点候補地とされていることを踏まえ、鹿児島空港事務所及び関係事業者等は、事前に必要な体制を整備するものとする。

(4) 鉄道

鉄道事業者は、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施する。津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。

なお、鉄道事業者は、平時から住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運行規制等の情報について周知する。

第7 県自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき応急対策を実施する。

なお、計画を定めるにあたっては、次の事項を考慮するものとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の利用者等への伝達

＜留意事項＞

- (㊦) 利用者等が極めて多数の場合は、利用者等がとるべき防災行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
- (㊧) 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう検討すること。
- イ 後発地震が発生した場合における利用者等の安全確保のための待避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視
- (2) 個別事項
 - ア 災害対策本部又は支部等が設置され、災害応急対策の実施拠点となる庁舎等にあつては、その機能を果たすために必要な措置
 - イ 社会福祉施設にあつては、次の事項
 - (㊦) 入所者等に対する保護の方法
 - (㊧) 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
 - ウ 病院にあつては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・対浪性を十分に考慮した措置
 - エ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、次の事項
 - (㊦) 児童生徒等に対する保護の方法
 - (㊧) 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

2 道路、河川その他の公共施設

(1) 道路

県は、あらかじめ定めた計画に基づき道路管理上の措置をとる。

なお、計画を定めるにあたっては、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

(2) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設

県は、あらかじめ定めた計画に基づき水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置をとる。

なお、計画を定めるにあたり、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操

作，非常用発電装置の準備，点検その他所要の措置について定めるものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

県は，工事中の建築物その他の工作物又は施設について，当該地域における想定震度及び津波による浸水等を考慮し，工事の中止等の措置をとるものとする。

なお，津波による浸水のおそれがある地域において，やむをえない事由により工事を継続する場合には，津波からの避難に要する時間を勘案するなど，作業員の安全確保を図るものとする。

第8 滞留旅客等に対する措置

1 市町村

市町村は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため，避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

2 市町村以外の機関

市町村以外の機関で，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては，「第6 関係機関等のとるべき措置」等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導，保護及び食料等のあっせん並びに市町村が実施する活動との連携等の措置をとるものとする。

第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）

[実施責任：危機管理防災局災害対策課，関係課，関係機関等，市町村]

第1 災害警戒本部等の設置

1 本庁

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため，災害警戒本部を設置する。

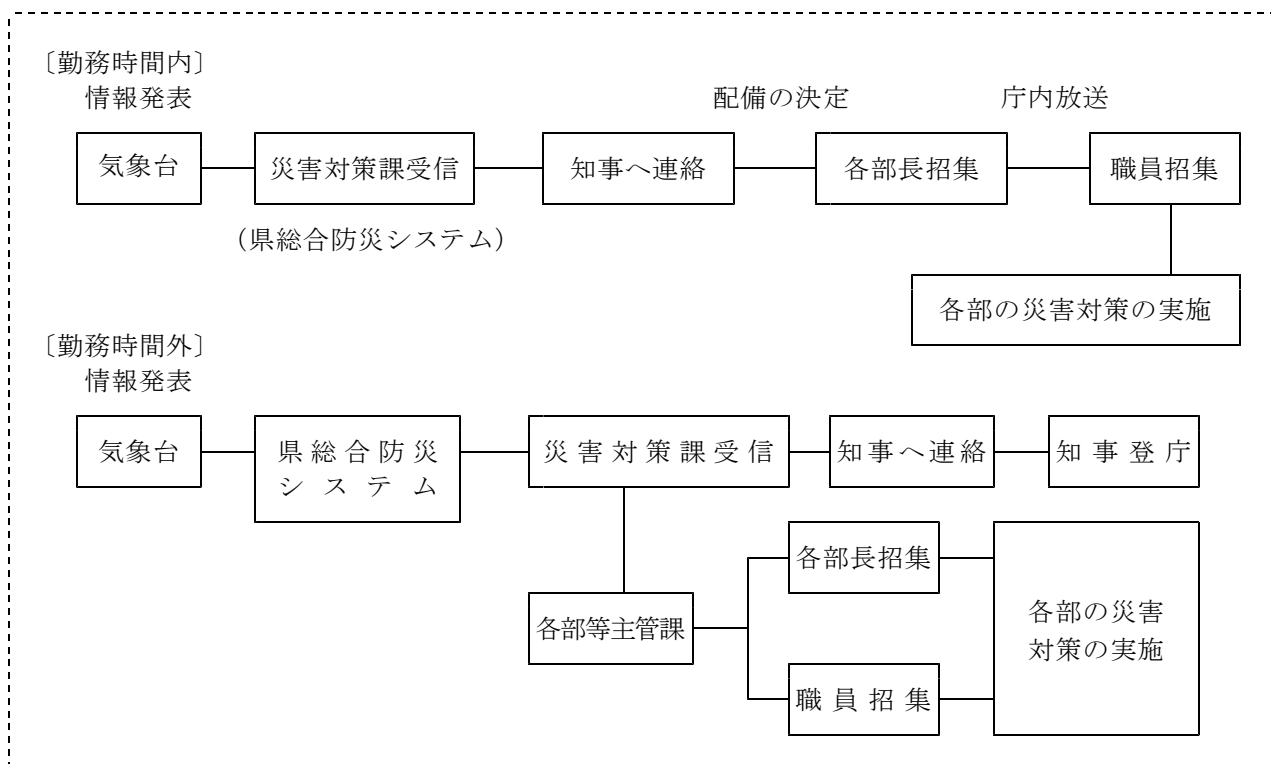
2 出先機関（支部）

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため，管内市町村の体制等を考慮し，連協長があらかじめ定めた体制を設置する。

3 動員の方法

職員の動員は，図5. 4. 5のとおり実施するほか，すでに南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表により参集している職員による動員を行う。

図5.4.5 職員動員の伝達系統



第2 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により，すでに発生している被害情報の収集・伝達については，第3部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

第3 広報等

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報

県は，県ホームページ，ソーシャルメディア，鹿児島県防災Webなどの多様な手段により，住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し，冷静な対応を呼びかけるとともに，日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

周知にあたっては，臨時情報発表時にとるべき防災対応について，臨時情報が発表されていない平時との違いを認識した図等を用いるなど，直感的で分かりやすい説明となるよう努めるとともに，臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施するよう努めるものとする。

なお，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じて，逐次広報の内容を更新する。

2 県が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震注意対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達することとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

3 留意事項

(1) 先に発生した南海トラフ地震による被害発生等への留意

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸市町村に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

(2) 推進地域外の住民等への周知

県は、推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容等について周知を行い、冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

第4 巨大地震注意対応の期間等

1 地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける県及び市町村の巨大地震注意対応の期間は、1週間とする。

2 ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける県及び市町村の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

第5 その他

県は、県が管理する施設・設備等の点検等日頃からの備えを再確認するものとする。

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

[実施責任：土木部建築課・道路維持課・道路建設課・砂防課・港湾空港課，保健福祉部保健医療福祉課，教育庁学校施設課，環境林務部森づくり推進課，危機管理防災局危機管理課・災害対策課・消防保安課，商工労働水産部漁港漁場課，市町村]

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については，県地域強靱化計画及び地震防災緊急事業五箇年計画を基本として，県下全域で重点的・計画的に事業を推進するものとする。

なお，具体的な事業執行等に当たっては，施設全体が未完成であっても，一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第1 建築物，構造物等の耐震化・不燃化

建築物の耐震化・不燃化については，第2部第1章第3節の「建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）」に定めるところによる。

また，橋梁については，大規模地震発生後の緊急輸送を確保するため，耐震診断が必要な橋梁の整備推進に努めることとする。

第2 避難経路の整備

道路は県民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに，地震・津波災害時において人員の避難経路の役割を発揮する。

このため，道路管理者は，地震・津波災害に強い道路網の整備を計画的に推進し，都市内道路については，多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進するものとする。

第3 土砂災害防止施設

1 砂防設備

土石流は，地震の発生，及び地震後の大雨により発生する危険性が高く，特に家屋が密集した地域に被害をもたらすおそれのある危険な溪流の整備が急務である。

このため，人家5戸以上の家屋，又は公共施設が被災するおそれが高い危険な溪流の整備を推進するものとする。

2 地すべり防止施設

地すべりは，地震を誘因として発生する危険性もあり，震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備を推進するものとする。

3 急傾斜地崩壊防止施設

がけ崩れは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備が急務である。

このため、人家5戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険な箇所等の整備を推進する。

第4 保安施設（治山施設）

地震による山地災害の発生を防止・軽減するため、地震の発生により5戸以上の家屋が被災するおそれのある山地災害危険地区について治山対策を実施するものとする。

第5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

1 消防用施設等の整備

国庫補助金等を利活用して、避難誘導及び救助活動のための拠点施設を整備の促進を図るものとする。

2 緊急消防援助隊による救助活動進出拠点の確保

災害発生地域における進出拠点を複数設定し、災害発生時の支援体制の確保を図るものとする。

(1) 鹿児島県1次進出拠点の確保

(2) 鹿児島県2次進出拠点の確保

(3) 各消防本部ごとの活動拠点の確保

第6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

1 緊急輸送を確保するための道路（緊急輸送道路）の整備

災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路によるネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、道路の防災対策工事、橋梁の耐震対策工事、トンネルの補強による防災対策を推進するものとする。

緊急輸送道路は災害時の被災地内外の陸送を確保するためのものであり、緊急に整備を進める必要があることから、平成25年度に作成した緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき整備を推進するものとする。

2 緊急輸送を確保するための港湾の整備

港湾施設は、震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、施設の耐震点検や耐震・津波対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保するものとする。

3 緊急輸送道路を確保するための漁港の整備

漁港施設は、水産物の供給基地としてのみならず、震災時には緊急物資・資材等及び

避難者・負傷者の海上輸送を行う上で、きわめて重要な役割を果たすことから、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保するものとする。

第7 通信施設の整備

通信施設の整備については、第2部第2章第2節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に定めるところによる。

第8 緩衝地帯として設置する緑地広場、その他公共空地の整備

石油コンビナート等特別防災区域における災害が周辺地域に及ぶことを防止するため、緩衝地帯としての緑地、空地等は重要な役割を果たすことから、特別防災区域及び特定事業所の態様を踏まえたうえで、公共空地の整備を行うものとする。

第7章 防災訓練計画

[実施責任：危機管理防災局災害対策課，市町村，防災関係機関]

第1 県，市町村及び防災関係機関は，地震防災対策推進計画の熟知，関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として，南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するものとする。

第2 第1の防災訓練は，少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

第3 第1の防災訓練は，地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし，津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。

第4 県は市町村，防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行う南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練を実施するほか，市町村，防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など，地域の実情に合わせて，より高度かつ実践的に行うものとする。

1 動員訓練及び本部運営訓練

2 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集，伝達訓練

3 警備及び交通規制訓練

第5 県は，市町村が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うものとする。

1 津波からの避難について，避難訓練を繰り返し実施することにより，避難行動を個人に定着させるよう工夫すること

2 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むことなどにより，それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，教育庁，市町村]

県は，市町村，防災関係機関，地域の自主防災組織，事業所等の自衛消防組織等と協力して，地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 県職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に，地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため，必要な防災教育を行うものとし，その内容は少なくとも，次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報（調査中），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 6 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する教育

県は，市町村と協力して，地域住民等に対する教育を実施するとともに市町村等が行う地域住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。

防災教育は，次のとおりとし，地域の実態に応じて地域単位，職場単位，学校単位等で行うものとする。

なお，その教育方法として，印刷物，ビデオ等の映像，各種集会の実施など地域の実情に合わせた，より具体的な手法により，実践的な教育を行うものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒），南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 5 正確な情報入手の方法
- 6 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 7 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- 8 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 9 避難生活に関する知識
- 10 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 11 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 相談窓口の設置

県及び市町村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。